



正規就労での就職に有利な国家資格等の取得を支援します！

足立区ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金等事業のご案内

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭等の親（注）を対象に、国家資格等を取得するため養成機関で修業する間、生活費の一部として給付金（高等職業訓練促進給付金）を支給します。

（注）ひとり親でない方も受給要件を満たしていれば対象となる場合があります。
詳しくはご相談ください。

受 給 要 件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- 1 足立区内に住所を有するひとり親家庭等の親で、20歳未満のお子さんを扶養している方
- 2 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にある方
- 3 修業期間6か月以上の養成機関において、対象の資格の取得が見込まれる方
- 4 就業（仕事）と修業との両立が困難であると認められる方
- 5 過去にひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていない方

対 象 と な る 国 家 資 格 等

看護師・准看護師・保育士・保健師・助産師・理容師・美容師・理学療法士・作業療法士・
介護福祉士・社会福祉士・調理師など。
詳しくはお問い合わせください。

高 等 職 業 訓 練 促 進 給 付 金

【支給期間】

修業の開始後、申請のあった月から修了までの期間（原則として、資格取得に必要な法定の修業期間が対象。資格等により、**最長5年**）

【支給額】

非課税世帯の場合は月額10万円。

課税世帯の場合は月額7万5千円。

※ 最終年（修業期間中における最後の12ヶ月）は上記の月額に4万円を加算して支給（要件あり）

修 了 支 援 給 付 金

修了日を経過した日以後に支給します。

【支給額】

非課税世帯の場合は5万円。課税世帯の場合は2万5千円。

修 了 支 援 付 加 給 付 金

取得した国家資格等を生かして足立区内の事業者就職した場合に支給します。

【支給額】

非課税世帯の場合は5万円。課税世帯の場合は2万5千円。

※ 課税・非課税世帯の判定につきましては、同居の扶養義務者も対象となります。

裏面あり



申請の流れ

事前相談（予約制）

- ・ 面談は3回程度行います。
（1回目の面談は入学する月の6～4か月前までに予約をしてください）
- ・ 手続きの流れや必要書類、関連する制度についてご説明します。
- ・ 取得を目指す国家資格等、修業先の養成機関等について伺います。
- ・ 修業期間中の生計収支や子育てのサポート状況等を確認しながらキャリアプランを考えます。

高等職業訓練促進給付金の申請

修業開始後、申請手続きが必要となります。

- ※ 支給期間は申請日の属する月から修業期間修了日の属する月までです。
修業期間修了後の申請はできませんのでご注意ください。

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

修了後、修了支援給付金の支給申請

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

資格を活かして足立区内の事業者就職した場合
就職後、修了支援付加給付金の支給申請

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）



- ※ 休学・留年した場合は、高等職業訓練促進給付金は支給されませんのでご注意ください。
- ※ 事前相談・申請手続きは予約制になりますので、下記までご連絡をお願いします。
- ※ 生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。
- ※ ハローワークで申請する雇用保険制度の教育訓練支援給付金等、併給できないものがありますので詳しくはお問い合わせください。

お問合せ先：	足立区福祉部親子支援課 事業係（豆の木相談室）
電 話：	03-3880-5932
FAX：	03-3880-5573